

泉大津市の家庭的保育事業等（地域型保育事業）の 設備及び運営に関する基準（案）について

平成26年5月24日

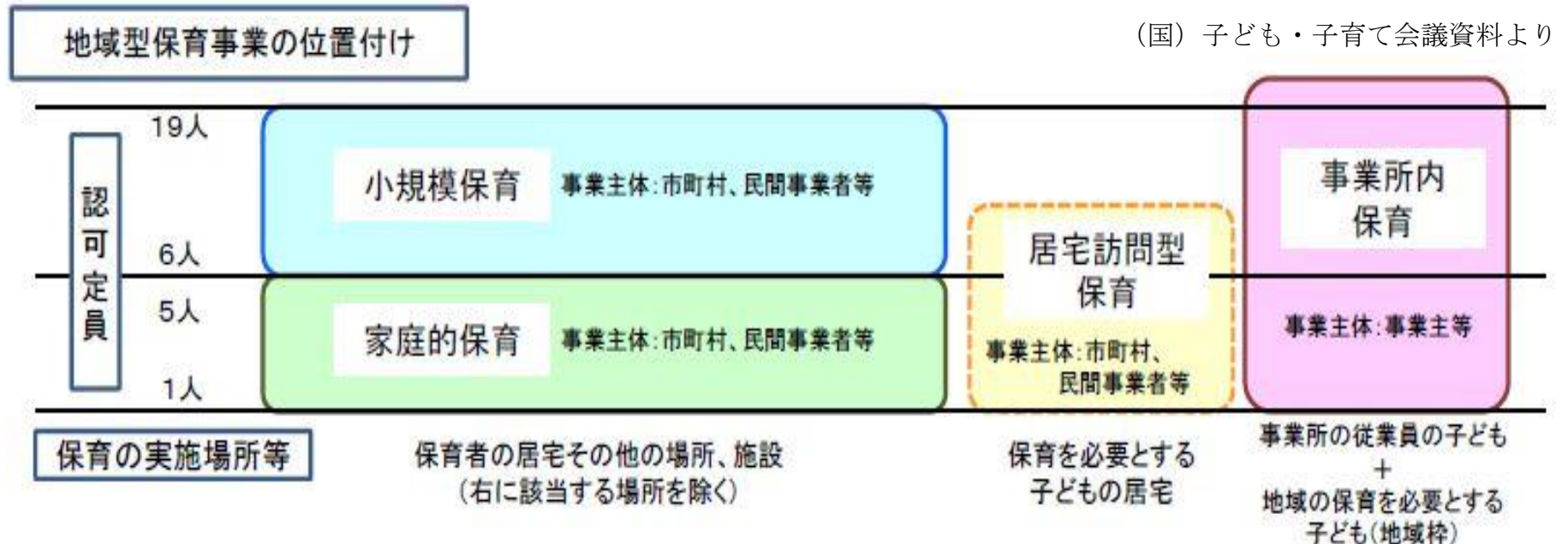
健康福祉部 こども未来課

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

1. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられることになりました。これに伴い、泉大津市においても家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準を定めることとなります。子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員数や保育の実施場所等により、次の4類型に区分されます。

- ①家庭的保育事業
- ②小規模保育事業
- ③居宅訪問型保育事業
- ④事業所内保育事業



| 事業 | 概要 |
|------------|---|
| ①家庭的保育事業 | <p>家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う。 定員：5人以下</p> |
| ②小規模保育事業 | <p>定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業。 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） ・ 小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） <p>小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下）</p> |
| ③居宅訪問型保育事業 | <p>保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業。</p> |
| ④事業所内保育事業 | <p>企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。 地域において保育を必要とする子にも保育を提供する。 ※利用定員に応じ、国の定める基準（省令）と同様に地域枠を設ける。</p> |

2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定にあたって

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準については、国が定める基準（省令）を踏まえ、市が条例を制定します。

（児童福祉法第34条の16第1項）

○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の条例制定にあたっては、国が定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従い、定める必要があります。

（児童福祉法第34条の16第2項）

| | |
|---------|---|
| 従うべき基準 | 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。 |
| 参酌すべき基準 | 地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。 |

3. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の制定に係る泉大津市の基本的な考え方

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を泉大津市の基準とするものとする。

4. 泉大津市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）とその考え方

【家庭的保育事業】 ※：従うべき基準 参：参酌すべき基準

| 項目 | | 国の示す基準の内容 | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|---------------|-------|--|---|-----------|--|
| 保育従事者 | | 家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者 | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 職員数 | | 乳幼児 3人につき1人 (家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人) | 従 | ⇒国の基準案どおり | // |
| 設備 ・ 面積 | 保育室等 | 保育を行う専用の部屋 ※乳幼児1人3.3㎡以上。部屋の面積自体は9.9㎡以上必要 (3人を超えて保育を行う場合は、乳幼児1人につき3.3㎡を加えた面積であること) | 参 | ⇒国の基準案どおり | // |
| | 屋外遊戯場 | 同一敷地内に幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭 (付近の代替地可) ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | | | |
| 給食 | 方法 | 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 | 従 | ⇒国の基準案どおり | // |
| | 設備 | 調理設備 | | | |

| | | | | | |
|-------|----|--|---|-----------|---|
| | 職員 | 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 ※保育を行う乳幼児が3人以下の場合は、家庭的保育補助者で対応可。 | | | |
| 耐火基準等 | | 基本的に建築基準法の上乗せ規制はなし。 | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 連携施設 | | 連携施設の設定が必要（経過措置あり） ＜連携の内容＞ ①保育内容の支援 ②卒園後の受皿 | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 嘱託医 | | 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可） | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | | 家庭的保育事業における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

【小規模保育事業】

①小規模保育事業 A 型

| 項目 | | 国の示す基準の内容 | | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|---------------|-----------|--|-----------------------|---|-----------|--|
| 保育従事者 | | 保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 職員数 | | 乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | // |
| 設備 ・ 面積 | 保育室 等 | 満2歳未満 | 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 | 参 | ⇒国の基準案どおり | // |
| | | 満2歳以上 | 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 | | | |
| | 屋外 遊戯場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | | | | |
| 給食 | 方法 | 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | // |
| | 設備 | 調理設備 | | | | |
| | 職員 | 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 | | | | |
| 耐火基準等 | | 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 | | 参 | ⇒国の基準案どおり | // |

| | | | | |
|------|--|---|-----------|---|
| | <p>(注) 追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備</p> | | | |
| 連携施設 | <p>連携施設の設定が必要（経過措置あり）</p> <p><連携の内容></p> <p>①保育内容の支援</p> <p>②卒園後の受皿</p> | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 嘱託医 | 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可） | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | 小規模保育事業A型における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業A型を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

②小規模保育事業所 B 型

| 項目 | | 国の示す基準の内容 | | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|----------|-----------|--|-----------------------|---|-----------|--|
| 保育従事者 | | 保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士割合は1/2以上 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 職員数 | | 乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 設備 面積 | 保育室 等 | 満2歳未満 | 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | | 満2歳以上 | 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 | | | |
| | 屋外 遊戯場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | | | | |
| 給食 | 方法 | 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | 設備 | 調理設備 | | | | |
| | 職員 | 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 | | | | |
| 耐火基準等 | | 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物 | | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

| | | | | |
|------|--|---|-----------|---|
| | <p>であること。</p> <p>(注) 追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備</p> | | | |
| 連携施設 | <p>連携施設の設定が必要(経過措置あり)</p> <p><連携の内容></p> <p>①保育内容の支援</p> <p>②卒園後の受皿</p> | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 嘱託医 | 嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可) | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | 小規模保育事業B型における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業B型を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

③小規模保育事業所C型

| 項目 | | 国の示す基準の内容 | | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|----------|-------|--|-----------------------|---|-----------|--|
| 保育従事者 | | 家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 ※市町村長が行う研修を修了した者 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 職員数 | | 乳幼児 3人につき1人 （家庭的保育補助者を置く場合には、5人につき2人） | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 設備 面積 | 保育室等 | 満2歳未満 | 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | | 満2歳以上 | 保育室又は遊戯室 1人につき3.3㎡以上 | | | |
| | 屋外遊戯場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | | | | |
| 給食 | 方法 | 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | 設備 | 調理設備 | | | | |
| | 職員 | 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 | | | | |
| 耐火基準等 | | 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 | | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

| | | | | |
|------|--|---|-----------|---|
| | <p>(注) 追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備</p> | | | |
| 連携施設 | <p>連携施設の設定が必要（経過措置あり）</p> <p><連携の内容></p> <p>①保育内容の支援</p> <p>②卒園後の受皿</p> | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 嘱託医 | 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可） | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | 小規模保育事業C型における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業C型を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

【居宅訪問型保育事業】

| 項目 | 国の示す基準の内容 | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|--------|--|---|-----------|--|
| 保育の内容 | 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 など | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 保育従事者 | 家庭的保育者 ※必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者 | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 職員数 | 乳幼児 1人につき1人 | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 連携施設 | 連携施設の設定は一律には求めない ※障害、疾病等のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めていく。 | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 設備及び備品 | 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | 居宅訪問型保育事業における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

※保護者・子どもの居宅において保育を行うという特性を踏まえ、給食・耐火基準等については基準の設定なし。

【事業所内保育事業】

利用定員の設定

事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児の数以上の定員枠を設けなくてはならない。(参酌すべき基準)

| 利用定員数 | その他の乳児又は幼児の数 |
|------------|--------------|
| 1人以上5人以下 | 1人 |
| 6人以上7人以下 | 2人 |
| 8人以上10人以下 | 3人 |
| 11人以上15人以下 | 4人 |
| 16人以上20人以下 | 5人 |
| 21人以上25人以下 | 6人 |
| 26人以上30人以下 | 7人 |
| 31人以上40人以下 | 10人 |
| 41人以上50人以下 | 12人 |
| 51人以上60人以下 | 15人 |
| 61人以上70人以下 | 20人 |
| 71人以上 | 20人 |

泉大津市の基準案・・・・・・・・国の基準案とおり

基準に対する国の考え方・・・・・・・・本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。

①保育所型事業所内保育事業（利用定員20人以上）

| 項目 | | 国の示す基準の内容 | | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|---------------|-----------|---|--------------------------------------|---|-----------|--|
| 保育従事者 | | 保育士 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 職員数 | | 乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 設備 ・ 面積 | 保育室 等 | 満2歳未満 | 乳児室 1人につき1.65㎡以上 ほふく室 1人につき3.3㎡以上 | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | | 満2歳以上 | 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 | | | |
| | 屋外 遊戯場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可） ※満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | | | | |
| 給食 | 方法 | 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | 設備 | 調理室 ※保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む | | | | |
| | 職員 | 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 | | | | |
| 耐火基準等 | | 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 | | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

| | | | | |
|------|--|---|-----------|---|
| | <p>(注) 追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備</p> | | | |
| 連携施設 | 連携施設を確保しないことができる。 | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 嘱託医 | 嘱託医（連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可） | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | 保育所型事業所内保育事業における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所型事業所内保育事業を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

②小規模型事業所内保育事業（利用定員19人以下）

| 項目 | | 国の示す基準の内容（省令案） | | ※ | 泉大津市基準（案） | 基準に対する泉大津市の考え方 |
|----------|-----------|--|-----------------------|---|-----------|--|
| 保育従事者 | | 保育士 保育従事者（市町村長が行う研修を修了した者） ※保育士の割合は1/2以上。 ※保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を泉大津市の基準とする。 |
| 職員数 | | 乳児 おおむね3人につき1人 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ※上記により算定した職員数に1人追加配置する。 ※特例地域型保育給付の対象となる満3歳以上の児童の場合、認可保育所と同等の職員数とする。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 設備 面積 | 保育室 等 | 満2歳未満 | 乳児室又はほふく室 1人につき3.3㎡以上 | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | | 満2歳以上 | 保育室又は遊戯室 1人につき1.98㎡以上 | | | |
| | 屋外 遊戯場 | 屋外遊戯場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 | | | | |
| 給食 | 方法 | 自園調理 ※調理業務の全部委託可。連携施設等からの搬入可。 | | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| | 設備 | 調理設備 | | | | |
| | 職員 | 調理員 ※調理業務の全部を委託する場合、連携施設等から搬入する場合は不要。 | | | | |
| 耐火基準等 | | 建築基準法の上乗せ規制あり。 ※保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物 | | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

| | | | | |
|------|--|---|-----------|---|
| | <p>であること。</p> <p>(注) 追加的事項</p> <p>①消火器等の消火器具</p> <p>②非常警報器具</p> <p>③保育室等を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備</p> | | | |
| 連携施設 | <p>連携施設の設定が必要(経過措置あり)</p> <p><連携の内容></p> <p>①保育内容の支援</p> <p>②卒園後の受皿</p> | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 嘱託医 | 嘱託医(連携施設と同一の嘱託医への委嘱も可) | 従 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |
| 保育時間 | 小規模型事業所内保育事業における保育時間は、1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模型事業所内保育事業を行う者が定めるものとする | 参 | ⇒国の基準案どおり | 〃 |

5. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日とする。

※基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。